

2017年4月1日

東京総合行動計画（第1回目）

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を80%以上とする。

<対策>

- 平成29年4月～ 年次有給休暇取得の現状を把握し、取得計画を策定する
- 平成29年8月～ 取得促進の社内周知を行うとともに、取得率が目標値を下回っている社員に対して取得を促す

目標2：在宅勤務ができる制度を導入する。

<対策>

- 平成29年4月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 平成29年6月～ 施行実施し、課題を分析して本実施の改善点を検討する